

京都市区役所事務分掌規則等の一部を改正する規則を公布する。

平成24年7月6日

京都市長 門川 大作

京都市規則第18号

京都市区役所事務分掌規則等の一部を改正する規則

(京都市区役所事務分掌規則の一部改正)

第1条 京都市区役所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第6条区民部の款市民窓口課の項第4号中「外国人登録」を「中長期在留者の住居地の届出」に改め、同項第5号中「特別永住許可事務」の右に「及び特別永住者に係る事務」を加える。

(京都市区役所支所事務分掌規則の一部改正)

第2条 京都市区役所支所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第6条区民部の款市民窓口課の項第4号中「外国人登録」を「中長期在留者の住居地の届出」に改め、同項第5号中「特別永住許可事務」の右に「及び特別永住者に係る事務」を加える。

(京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部改正)

第3条 京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を次のように改正する。

第6条第1項各号列記以外の部分及び第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第1号中「又は外国人登録法第4条の3第2項に規定する登録原票記載事項証明書」を削る。

第12条第2項第3号及び第3項第1号並びに第87条第3項第1号中「又は外国人登録法第4条の3第2項に規定する登録原票記載事項証明書」を削る。

(京都市印鑑条例施行規則の一部改正)

第4条 京都市印鑑条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第1号を次のように改める。

(1) 次のいずれかの事項（以下「氏名等」という。）を表していること。

ア 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名又は氏及び名のそれぞれの一部を組み合わせたもの

イ 外国人住民（住民基本台帳法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以

下同じ。) には、住民基本台帳に記録されている通称（住民基本台帳法施行令第30条の26第1項に規定する通称をいう。）又は片仮名で表記した氏名に係るアに掲げる事項に相当する事項

ウ ア又はイに掲げる事項に準じる事項として別に定めるもの

第1条第1項第5号中「つど」を「都度」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第4号中「つど」を「都度」に改める。

第3条第2号を次のように改める。

(2) 在留カード又は特別永住者証明書

第7条中「または外国人登録原票に登録された事項」を削る。

第12条第2号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 印鑑登録を受けている外国人住民が住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなったとき（当該外国人住民が日本の国籍を取得した場合を除く。）。

第30条中「ほか、」の右に「この規則において別に定めることとされている事項及び」を加える。

「  
第2号様式中 

住	所

 を

「  

住	所
外国人住民に係る通称又は片仮名で表記した氏名	

 に改める。  
」

第4号様式備考以外の部分中

「  

	住	所

 を  
」

	住 所	
外国人住民に係る通称又は片仮名で表記した氏名		

に改める。

第5号様式備考以外の部分中

印 影	住 所
	氏 名 年 月 日生

を

印 影	住 所
	氏 名 年 月 日生
外国人住民に係る通称又は片仮名で表記した氏名	

に改める。

(京都市母子及び寡婦福祉法施行細則の一部改正)

第5条 京都市母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「又は外国人登録法第4条の3第2項に規定する登録原票記載事項証明書（以下「登録原票記載事項証明書」という。）」を削り、同条第3項第2号中「又は登録原票記載事項証明書」を削る。

(京都市区役所出張所事務分掌規則の一部改正)

第6条 京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第5条第1項第9号中「外国人登録に関する申請その他の手続の取次ぎ」を「中長期在留者の住居地の届出」に改め、同項中第17号を第18号とし、第10号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 平和条約国籍離脱者の子孫の特別永住許可事務及び特別永住者に係る事務に関する事。

第5条第2項第11号中「外国人登録」を「中長期在留者の住居地の届出」に改め、同項第12号中「特別永住許可事務」の右に「及び特別永住者に係る事務」を加える。  
(京都市事務分掌規則の一部改正)

第7条 京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第10条地域自治推進室の款第12号中「、住民基本台帳及び外国人登録」を「及び住民基本台帳」に改め、同款中第25号を第26号とし、第15号から第24号までを1号ずつ繰り下げ、同款第14号中「特別永住許可事務」の右に「及び特別永住者に係る事務」を加え、同号を同款第15号とし、同款第13号の次に次の1号を加える。

(14) 中長期在留者の住居地の届出に関する事務の統括に関する事。

(京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則)

第8条 京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第3項第5号及び第5項第4号を削り、同項第5号を同項第4号とする。

(京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部改正)

第9条 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部を次のように改正する。

第11条第2号中「ものとし、外国人にあっては、外国人登録法第4条の3第2項に規定する登録原票記載事項証明書」を削る。

(京都市個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第10条 京都市個人情報保護条例施行規則の一部を次のように改正する。

第5条第1項第4号を次のように改める。

(4) 在留カード又は特別永住者証明書

第3号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に、「外国人登録証明書」を「在留カード又は特別永住者証明書」に改める。

第12号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改める。

第14号様式注以外の部分、第21号様式注以外の部分及び第28号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に、「外国人登録証明書」を「在留カード又は特別永住者証明書」に改める。

(京都市運動施設の使用手続及び使用料の減免の特例に関する規則の一部改正)

第11条 京都市運動施設の使用手続及び使用料の減免の特例に関する規則の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「又は外国人登録法により外国人登録原票に登録されている者」を削る。

(京都市屋外広告物等に関する条例施行規則の一部改正)

第12条 京都市屋外広告物等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第37条第1号ア中「又は外国人登録法第4条の3第2項に規定する登録原票記載事項証明書（以下「登録原票記載事項証明書」という。）」を削り、同条第2号ア及びイ並びに第3号中「又は登録原票記載事項証明書」を削る。

(京都市市営住宅条例施行規則の一部改正)

第13条 京都市市営住宅条例施行規則の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「又は外国人登録法第4条の3第2項に規定する登録原票記載事項証明書」を削る。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

(外国人登録証明書に関する経過措置)

2 次に掲げる規定（以下この項において「対象規定」という。）の適用については、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号。以下「改正法」という。）附則第15条第1項の規定により在留カードとみなされる外国人登録証明書（同条第2項に規定する有効期間内のものに限る。）は対象規定に掲げる在留カードと、改正法附則第28条第1項の規定により特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書（同条第2項に規定する有効期間内のものに限る。）は対象規定に掲げる特別永住者証明書とみなす。

(1) 第4条の規定による改正後の京都市印鑑条例施行規則第3条第2号

(2) 第10条の規定による改正後の京都市個人情報保護条例施行規則第5条第1項第4号、第3号様式、第14号様式、第21号様式及び第28号様式

(登録原票記載事項証明書に関する経過措置)

3 次に掲げる規定（以下「対象規定」という。）の適用については、この規則の施行の際現に交付されている改正法第4条の規定による廃止前の外国人登録法第4条の3第2項に規定する登録原票記載事項証明書は、対象規定に掲げる住民票の写しとみなす。

(1) 第3条の規定による改正後の京都市中央卸売市場業務条例施行規則第6条第2項第1号、第12条第2項第3号及び第3項第1号並びに第87条第3項第1号

(2) 第5条の規定による改正後の京都市母子及び寡婦福祉法施行細則第2条第1項第1号及び第3項第2号

(3) 第9条の規定による改正後の京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則第11条第2号、第3号イ及びウ並びに第4号ア及びイ並びに第25条第8号

(4) 第12条の規定による改正後の京都市屋外広告物等に関する条例施行規則第37条第1号ア、第2号ア及びイ並びに第3号

(5) 第13条の規定による改正後の京都市市営住宅条例施行規則第4条第1号

(行財政局人事部人事課)